

岐阜県公報

第 二 千 三 百 五 十 三 号

平 成 二 十 四 年 六 月 十 二 日

(火曜日)

目 次

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

(税 務 課) 三八七^{ページ}

収用委員会告示

○収用及び使用の裁決手続の開始

(収用委員会) 三八七

公 示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 三八八

○公共測量の実施

(用 地 課) 三八九

○二以上の建築物の敷地で形成される一団地を一の敷地としてみなす認定

(建築指導課) 三八九

○一定の一団の土地の区域内の各建築物の位置及び構造に関する計画の取消し

(同) 三八九

○土地改良区役員の退任及び就任

(可茂農林事務所) 三八九

○土地改良区の定款の変更認可

(飛騨農林事務所) 三九〇

告 示

岐阜県告示第二百七十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十四年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
有限会社山西石油	山田 雪 枝	関市下有知二八五九番地の一	平成二四・五・二二

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成二十四年六月十二日

岐阜県収用委員会

会長 端 元 博 保

一 起業者の名称

各務原市
事業の種類

各務原市道九百三十二号線改築工事（岐阜県各務原市鵜沼羽場町六丁目、鵜沼羽場町七丁目及び鵜沼羽場町八丁目地内並びに同市鵜沼真名越町一丁目地内から同市鵜沼西町四丁目地内まで）

三
裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 岐阜県各務原市鵜沼真名越町二丁目

地番	地目		地積(㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)
	公簿	現況	公簿	実測		
一一七番	畑	畑	四七二	四七一・六四	10・三	四・七〇

土地の所在 岐阜県各務原市鵜沼古市場町一丁目

地番	地目		地積(㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)
	公簿	現況	公簿	実測		
九番	畑	畑	五五四	五四〇・五	一六・九六	五・五〇
一〇番	畑	畑	九六	九六・〇八	三・五四	九・二

(注) 収用し、又は使用しようとする地積に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四
土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	所
浅野修司	愛知県知立市南陽二丁目三三番地八〇二号	

五
土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	所	権利の種類

浅野義博
岐阜県各務原市鵜沼羽場町五丁目一四四番
使用借権

六
裁決手続の開始を決定した年月日
平成二十四年五月十七日

公 示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十四年五月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人熟年ライフサポートセンター

三 代表者の氏名 宮崎 孝司

四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市正木町須賀三三二六番地

五 定款に記載された目的 この法人は、一人暮らしの高齢者や虚弱な高齢者・身体障害者等、日常生活において見守りが必要と思われる

人に対し、さりげない見守りシステムによる安否確認事業と日常生活、仲間作りなどの支援を行い、孤独感や不安感を和らげ、地域社会との関わりを持てる高齢者自立支援に関する事業を行うことで、社会的課題の解決を協働支援し豊かに暮らせる地域づくりに貢献することを目的とする。

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

大垣市

二 作業種類

公共測量（二級水準測量）

三 作業期間

平成二十四年四月十八日から
同 年八月三十一日まで

四 作業地域

大垣市（大垣地域）

○二以上の建築物の敷地で形成される一団地を一の敷地としてみなす認定

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定により、建築物の敷地で二以上のものが一団地を形成している計画について、当該一団地を当該二以上の建築物の一の敷地とみなす認定を行ったので、同条第八項の規定により公告する。

平成二十四年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 対象区域

本県郡北方町北方字長谷川一八五七番一の一部

二 認定年月日

平成二十四年六月五日

三 認定番号

岐阜県指令建築第五四二号

四 縦覧場所

岐阜県都市建築部建築指導課

○一定の一団の土地の区域内の各建築物の位置及び構造に関する計画の取消し
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の五第二項の規定により、一定の一団の土地の区域内に存することとなる各建築物の位置及び構造に関する認定の取消しを行ったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十四年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 認定の取消しを行った区域

本県郡北方町北方字長谷川一八五七番一の一部、一八七一番三、一九三〇番二及び北方町所管法定外公共物（水路及び道路）

二 認定取消年月日

平成二十四年六月五日

三 認定取消番号

岐阜県指令建築第五四一号

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所

七宗町木
曾川右岸
用水土地
改良区
平成
二四・三・三

理事	井戸敬二	加茂郡七宗町上麻生二五四〇番地二
同	渡邊幸雄	同 一六四一番地
同	後藤雅和	同 一九一四番地
同	鈴木眞平	同 一六八二番地
同	朝日政利	同 一九三〇番地一
監事	後藤洋治	同 一九三九番地
同	後藤武夫	同 一九二〇番地

就任した役員

土地改良区
七宗町木
曾川右岸
用水土地
改良区
平成
二四・四・一

役名	氏名	住	所
理事	井戸敬二	加茂郡七宗町上麻生二五四〇番地二	
同	鈴木眞平	同 一六八二番地	
同	後藤富雄	同 一八二一番地	
同	朝日政利	同 一九三〇番地一	
同	長谷川英治	同 一七〇六番地一	
監事	渡邊幸雄	同 一六四一番地	
同	後藤洋治	同 一九三九番地	

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月十二日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
上野平土地改良区	平成二四・六・一

平成二十四年六月十二日発行

発行者
岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一
岐阜文芸社